

北海道駒ヶ岳噴火警戒レベル判定基準

令和3年3月26日現在

レベル	当該レベルへの引上げの基準	当該レベルからの引下げの基準
5	<p>【居住地域の広範囲に重大な影響を及ぼす噴火が発生または切迫】</p> <p>[大噴火の発生またはその可能性] (防災対応5-3に対応) ※</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>有色噴煙が火口上6,000mを超え、さらに上昇</li> <li>火砕流、火砕サージ、融雪型火山泥流が発生し、居住地域を含む山麓まで流下</li> </ul> <p>〈視界不良時〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>火山性微動の急激な増大や軽石が山麓に降下</li> </ul> <p>[大噴火の切迫(中噴火の発生)] (防災対応5-2に対応) ※</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>有色噴煙が火口上3,000mを超え、さらに上昇</li> <li>火砕流、火砕サージが発生し、山腹から山麓(居住地域を除く)に流下</li> </ul> <hr/> <p>【居住地域に重大な影響を及ぼす噴火が切迫(噴火拡大)】(防災対応5-1に対応) ※</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○小噴火が10分以上継続、または小噴火が断続的に発生する中、以下のいずれかの現象を観測             <ul style="list-style-type: none"> <li>地震の規模の増大や回数の増加</li> <li>火山性微動の振幅が増大</li> <li>マグマの上昇によると考えられる地殻変動</li> </ul> </li> </ul>	<p>噴火の勢いが衰え、小噴火が継続的または断続的に発生している状態、または噴火が発生していない状態となった場合、地震活動に加え地殻変動等から火山活動を評価し、衰退過程にあると判断されればレベルを3に引き下げる。</p>
4	<p>【居住地域に重大な被害を及ぼす噴火の可能性】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>小噴火が10分以上継続、または小噴火が断続的に発生</li> </ul>	<p>規模の大きな噴火に至らず小噴火の発生がなくなった場合、早い段階で火山活動状況を評価して活発化の兆候がなければレベルを3に引き下げる。</p>
3	<p>【大きな噴石が火口から概ね4km以内に飛散する噴火(小噴火)が発生】</p> <p>次のいずれかが観測された場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大きな噴石が火口から概ね4km以内に飛散</li> <li>有色噴煙</li> </ul> <p>〈視界不良時〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>空振を伴う火山性微動または火山性地震の発生</li> </ul> <p>【大きな噴石が火口から概ね4km以内に飛散する噴火(小噴火)の可能性】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>レベル2の地震を上回る規模の増大や回数の増加</li> </ul> <p>〈視界不良時〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>継続時間5分以上の火山性微動が発生</li> </ul>	<p>噴火の発生がなくなり、地震活動が低調な状態が1ヶ月程度継続し、その間に火山性微動がなく熱活動の活発化がみられない場合には、噴火活動が終息したとしてレベル1に引き下げる。ただし、噴火の発生がなくなり1ヶ月程度経過しても地震活動や熱活動が噴火活動以前の状態に戻っていない場合は、火山活動を評価した上でレベル2に引き下げる。</p>
2	<p>【異常現象観測】</p> <p>次のいずれかが観測された場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>火山性微動が発生(西山麓観測点で継続時間2分以上)</li> <li>火山性地震の増加(任意の24時間で西山麓観測点で5回以上かつ山頂点(剣ヶ峯東観測点)で100回以上)</li> <li>噴気量増加等の熱活動の活発化</li> </ul>	<p>噴火の発生がなく、左記の条件を満たさなくなった状態が1ヶ月程度継続した場合、レベル1に引き下げる。ただし、その後さらに1ヶ月程度のうちに火山活動が再び上昇に転じたと判断した場合は、左記の条件に達していなくてもレベル2に戻す。</p>

※表中の防災対応5-1～3は北海道駒ヶ岳火山避難計画(北海道駒ヶ岳火山防災協議会作成)で規定

- これまで観測されたことのないような観測データの変化があった場合や新たな観測データや知見が得られた場合は、それらを加味してレベルを判断することもある。
- 火山活動の状況によっては、異常が観測されずに噴火する場合もあり、レベルの発表が必ずしも段階を追って順番通りになるとは限らない(レベルが下がるときも同様)。
- レベルの引上げ基準に達していないが、今後、レベルを引き上げる可能性があるかと判断した場合、「火山の状況に関する解説情報(臨時)」を発表する。また、現状、レベルを引き上げる可能性は低い、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合、「火山の状況に関する解説情報」を発表する。
- 以上の判定基準は、現時点での知見や監視体制を踏まえたものであり、今後随時見直しをしていくこととする。